

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入の皆さんへ

<8月からの新しい後期高齢者医療被保険者証（保険証）を郵送します>

- ◇現在お使いの保険証（オレンジ色）は、7月31日（木）で有効期限が切れます。
- ◇7月31日（木）までに新しい保険証（藤色）を郵送しますので、8月からは新しい保険証をお使いください。
- ◇保険証が届いたら、住所、氏名、生年月日、性別、一部負担金の割合（1割または、3割（※））をご確認ください（一部負担金の割合は、平成19年中の所得により判定されるため、古い保険証とは異なる場合があります）。
- ◇8月になっても新しい保険証が届かない場合は、市役所1階市民課保険年金係まで、お問い合わせください。



（※）現役並みの所得（住民税課税所得が145万円以上）の被保険者や同じ世帯の被保険者は、一部負担金の割合が3割となります。ただし、被保険者の収入の合計が、2人以上で520万円未満または、1人で383万円未満であると確定申告書の写しなどを添えて申請した場合は、窓口での負担が1割になります。

また、8月から平成22年7月31日（土）までの期間に、住民税課税所得が145万円以上かつ、収入額が383万円以上の被保険者（世帯に他の被保険者がいない場合に限る）であり、世帯内の70～74歳の方も含めた収入が520万円未満の方は、申請により自己負担限度額が1割負担（一般）となります。

<同一世帯の全員が市民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額認定が受けられます>

◇長寿医療制度の限度額適用認定・標準負担額減額認定制度は、病院に入院した時に、入院中の食事代が減額される制度です。

◇現在お使いの認定証は、7月31日（木）で有効期限が切れます。発行を希望する方は、窓口までお越しください。

対象 同一世帯の全員が市民税非課税の世帯の方

持ち物 保険証、認め印

申込方法 市役所1階市民課または、支所1階市民サービス課にある申請書に必要事項を記入して、お申し込みください。

◇収入の増加や世帯員の異動などによっては、認定されない場合もあります。

<平成20年度の長寿医療制度の保険料は、平成19年中の所得に基づき、8月に決定されます>

◇8月上旬に、保険料に関する通知を郵送しますので、内容を確認のうえ、保険料を納めてください（仮徴収により、既に保険料の一部を納付されている方は、決定した保険料の額から、これまでに納めていただいた額を差し引いた残額を納めてください）。

<平成20年度長寿医療制度の保険料徴収（納付）時期>

3月まで加入していた健康保険	徴収区分	徴収（納付）時期	
国民健康保険、国保組合	特別徴収	10月以降の年金給付月 （仮徴収時期は4・6・8月）	
	普通徴収	8月～翌年3月の毎月	
被用者保険 （社会保険や 会社の健康保 険組合など）	被保険者 本人（※1）	特別徴収	8・9月（普通徴収による納付） 10月以降の年金給付月
		普通徴収	8月～翌年3月の毎月
	被扶養者 （※2・3）	特別徴収	10月以降の年金給付月
		普通徴収	10月～翌年3月の毎月

<徴収区分と対象者・納付方法>

徴収区分	対象となる方（※4）	徴収（納付）方法
特別徴収	年金が年額18万円以上の方 （介護保険料との合計額が、 年金額の2分の1を超える場 合を除く）	支給される年金か ら保険料を引き去 って納付
普通徴収	年金が年額18万円未満の方 ・介護保険料との合計額が、 年金額の2分の1を超える方	市から送付する納 付書により、指定 金融機関で納付 （口座振替も可）

（※1）被用者保険の被保険者本人であった方は、8・9月は普通徴収であり、10月以降は特別徴収となります。また、平成21年度以降は、4月から特別徴収となります。

（※2）被用者保険の被扶養者であった方で、4月から仮徴収により保険料を納付されている方へは、確定賦課後、速やかに還付の案内を送付します。

（※3）被用者保険の被扶養者であった方については、保険料軽減の特別措置がとられています。

（※4）複数の年金を受給されている方は、年金の種別や保険者により、年金受給額の総額が18万円以上であっても、普通徴収になる場合があります。

☎☎市民課保険年金係 ☎44-3113 ☎市民サービス課市民サービス係 ☎23-9212

● 人権擁護委員が 決まりました（敬称略）

◇名倉い志子委員の任期満了に伴い、新しい委員が任命されました。

委員 山本とも江（新町）

任期 7月1日（火）～平成23年6月30日（木）

☎しあわせ推進課社会福祉係

☎44-3119

● 肥料をご利用ください

◇袋井衛生センター「クリーンピアあいの」では、熱風乾燥した汚泥を肥料にして配布しています。有機肥料なので、安心して利用できます。

配布日時 ▽月～金曜日… 午前8時30分～午後5時 ▽第1・3土曜日… 午前8時30分～正午

料金 1袋（13kg） 100円

◇申し込みは不要です。直接、袋井衛生センターへお越しください。

◇自治会や花の会などで公共的に利用する場合は、無料で差上げます。

☎袋井衛生センター ☎42-2765

袋井市愛野2961

● 子育てサポートキャラバン 「くるくる」が巡回中です

日	所
7月16日（水）	三川公民館
17日（木）	浅羽西公民館
18日（金）	浅羽東公民館
23日（水）	袋井東公民館
24日（木）	可睡の杜南公会堂（午後は休み）
25日（金）	浅羽南公民館
28日（月）	方丈ふれあい会館
29日（火）	今井公民館
30日（水）	三川公民館
31日（木）	浅羽西公民館

◇21日（月）海の日、22日（火）は休み。

時 午前10時～午後4時

対象 0歳～就学前のお子さんとその保護者

費用 無料

◇申し込みは不要です。直接、都合のよい会場へお越しください。

☎明和第二保育園 ☎43-8488

すこやか子ども課保育係

☎44-3120



● 助産所での妊婦健康診査 も助成が受けられます

◇市では今年4月から、医療機関に加え、助産所で妊婦健診を受けた方へも、その費用の一部助成を行います。

◇医療機関で初回健診を受けた後の助産所での妊婦健康診査に対し、最高6回の市の助成が受けられます。

対象 平成20年4月1日以降に、助産所で指定の妊娠週数に妊婦健康診査を受けた方

※初回の妊婦健診は、必ず医療機関で受けてください。

申込方法 袋井・浅羽保健センターにある申請書に必要事項を記入して、提出してください。

持ち物 妊婦健診の領収書、母子健康手帳、未使用の妊婦健康診査受診票、振込口座が分かるもの（ゆうちょ銀行は除く）、認め印



☎㊟健康づくり政策課健康指導1係

（袋井保健センター）☎42-7275

健康指導2係（浅羽保健センター）

☎23-9222

袋井市国民健康保険（国保）に加入の皆さんへ

<70～74歳の方へ新しい高齢受給者証（受給者証）を郵送します>

◇現在お使いの受給者証（うぐいす色）は、7月31日（木）で有効期限が切れます。

◇7月31日（木）までに新しい受給者証（クリーム色）を郵送しますので、8月からは新しい受給者証をお使いください。

<限度額適用認定、限度額適用・標準負担額減額認定をご存じですか>

◇国保の限度額適用認定・標準負担額減額認定は、病院に入院した際の医療費の窓口負担が自己負担限度額までで済んだり、非課税世帯の方の入院中の食事代が減額されたりする制度です。

◇現在お使いの認定証は、7月31日（木）で有効期限が切れます。

◇現在、認定証をお持ちの方へは、7月上旬に申請書を郵送します。更新手続きは早めに済ませてください。

◇新たに認定証の発行を希望する方は、窓口までお越しください。

対象 70歳未満の方または、70～74歳の市民税非課税世帯（世帯主と国保加入者が市民税非課税の世帯）の方

持ち物 申請書（更新の方）、国保保険証、高齢受給者証（70～74歳の方）

申込方法 申請書に必要事項を記入して、市役所1階市民課保険年金係または、支所1階市民サービス課市民サービス係へお申し込みください。

◇更新・新規申請とも、収入の増加や世帯員の異動などによっては、発行されない場合もあります。

◇70～74歳の課税世帯の方は、入院時に高齢受給者証を提示することで、医療費の窓口負担が自己負担限度額で済みます。

☎㊟市民課保険年金係 ☎44-3113 ㊟市民サービス課市民サービス係 ☎23-9212